

さいたま市告示第591号

さいたま市死犬・猫等収集・運搬及び処理手数料徴収・納入業務について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、公金の徴収若しくは収納又は支出に関する事務（以下「公金事務」という。）を委託したので、同条第2項の規定により下記のとおり告示する。

令和8年3月31日

さいたま市長 清水 勇 人

1 業務名

- ① さいたま市死犬・猫等収集・運搬及び処理手数料徴収・納入業務（大宮区外）
- ② さいたま市死犬・猫等収集・運搬及び処理手数料徴収・納入業務（浦和区外）

2 指定公金事務取扱者

(1) 名称

- ① 株式会社協和清掃運輸 さいたま支社 支社長 川目 慎一
- ② 株式会社オリエントプランニング 代表取締役 渡辺 江美

(2) 住所又は事務所の所在地

- ① さいたま市西区宝来120番地2
- ② さいたま市桜区新開1丁目25番1号

3 指定公金事務取扱者として指定した日

令和8年3月24日

4 指定公金事務取扱者に公金事務を委託した日

令和8年3月31日

5 委託する期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

6 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等又は歳出

犬猫処理手数料

7 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所環境局資源循環推進部廃棄物対策課家庭系ごみ係
- (2) 電話 048（829）1336